

# こんなときこそ 労働保険の更新は忘れずに

## 今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、専主 伝法院 千里

毎年やらなければならぬ労働保険の更新手続き。今年はコロナ禍の影響で申告期限や納期限が延長されている。それでもしつかりやっておかないと、補助金や交付金を受給できなくなる恐れも。

藤田 なかなか売り上げは回復しないね。

千代 そうですね。みんな同じだと思いますが、去年の今頃はまさかこんなことになるなんて想像もできなかったです。そういえば、初めてパートの人数が減りましたね。

藤田 考えてみたらそうだね。これまでが順調すぎたのかな。

千代 そうかもしれないですね。はじめの頃は新型コロナウィルスの影響はあまりなかったですが、飲食店が営業を中止しはじめてからは凄まじかったですね。スーパーマーケットへの卸がなければ、本当に危なかったです。

藤田 流通のルートを複数もつておくとかリスクも分散できるというのは、本当だったね。影響はあったけど、不幸中の幸いで、最小限に抑えられたかな。それにしても、取引先の飲食店はどうなるのか。また営業再開できればいいんだけど……。う

ちの売り上げ的にももちろんだけでなく、仲間として心配だな。どこも魅力的なお店だから、踏ん張ってほしいけど、閉めるお店も増えているからね。

千代 飲食店の方たちは大変ですね。私の行きつけの居酒屋も営業再開できるのか心配で……。毎日お店の前を通っては、寂しい気持ちになります。

伝法院 藤田社長、千代さん、こんにちは。

千代 先生、どうされたんですか？

伝法院 今日は労働保険の年度更新についてお話をしました。

藤田 ただでさえ経営が大変なのに、やっぱり保険は支払わないといけないんですね。こればかりはしょうがないですが。

伝法院 条件はありますが、新型コロナウィルスの影響によって相当売り上げが減少した事業所には、1年

間の納税猶予期間を設けることが発表されましたよ。いずれにしても、今回のような有事の際に補助金や給付金を活用するには、労働保険の手続きは必須です。なので、こういふときだからこそ、しっかりと更新しておく必要がありますね。

藤田 なるほど、うちの農園が対象になるかは別として、そういう対応はしてくれらるんですね。少し安心しました。そもそも、いつも混同するんですが、労働保険と社会保険って別物なんですか？

伝法院 労働保険は雇用保険と労災保険のことを指していて、社会保険は厚生年金と健康保険、介護保険のことを指していますので、別物ですね。そのあたりも、知識として理解しておくといいですね。

藤田 ちなみに、飲食店や他の業種も対象になるんですね？

伝法院 そうですね、業種に関係なく対象になりますよ。

藤田 そしたら取引先の仲間にも話したいので、詳しく教えてください。

今回の執筆者

矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー／  
行政書士／  
903シティファーム  
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

## ▶ 助成金受給の要件となる労働保険の年度更新 ◀

毎年6月「労働保険の年度更新」の時期が来ると、説明書類を含む申告書類一式が送られてきます。通常、提出期限は6月1日から7月10日までとされていますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（＝提出期日）が令和2年8月31日まで延長されました。また、コロナの影響で事業収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができることになりました。今回は、この労働保険の年度更新申請に際する注意点や正しく行なう重要性について、お伝えします。

### 労働保険の年度更新とは

会社（適用事業所）が労働者に適用する保険のうち、労働保険と言われているものに、「労働災害保険（労災保険）」と「雇用保険」があります。

**労災保険** 正社員やパートなど社員形態にかかわらず、その企業の労働者全員に適用され、業務上あるいは通勤途上で災害（業務災害や交通事故等）にあった場合に備える保険です。

**雇用保険** 一定期間以上の雇用見込みや一定以上の労働時間がある労働者なら社員形態にかかわらず、失業したときに条件に応じて一定の給付金を受け取れたり、就業中あるいは退職後の生活に備えるための保険です。

なお、ほかにも「一般拠出金」の年度更新が必要になります。これは「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくもので、労災保険の更新手続きと一体をなすものです。

これら労働保険が適用される会社では、該当する労働者全員の給与総額に基づく保険料を年に1回、この時期に更新し納付しなければなりません（納付する保険料の額によっては、分割納付が認められます）。この手続きでは、以下の二つを同時に行ないます。

- ① 前年度にすでに支払っている労働保険料の精算をするための「確定保険料」の申告・納付
- ② 新年度の「概算保険料」を納付するための申告

#### ■保険料納付は助成金受給の前提条件

雇用関係の助成金には「労働保険料の未払いが無い」という共通要件があります。注意しておかないと、知らない間に未納扱いされていることもあります。

また、今回の雇用調整助成金（本誌5月号参照）においては、助成額1日あたりの上限を、直近の年度更新の「労働保険確定保険料申告書」を参考にして決めていきます。実際よりも少ない人数・金額で申告をしていたとすれば、受給できる金額が小さくなる可能性があります。いざというときの経営を支えてくれる労働保険。正確な申告に努めてください。

### 納付猶予（特例）の概要

労働保険料を期限までに納付していない場合には、滞納日数に応じて延滞金がかかるほか、さらに財産の差押えなどの処分を受けることもあります。納付が困難になる場合に適用されるのが納付猶予制度。新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により労働保険料等の納付が1年間猶予されます。この特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する労働保険料等となります。「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等を都道府県労働局に提出してください（郵送または電子申請も可）。

#### ■猶予の要件

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している。
- ② ①により、一時に納付を行なうことが困難。
- ③ 納付期限までに申請書が提出されている。

いまここのキャッシュアウトを抑える猶予制度です。コロナ禍に遭って税金や保険料の納付が難しい方は、すぐに手続きを進めていただき、無駄な延滞金を発生させずに特例を活用いただければと思います。

税金や社会保険を含めた納付猶予制度については、下記のwebサイトも参照してみてください。

#### ▶労働保険の納付猶予（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

#### ▶納税の特例猶予（国税庁）

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

#### ▶社会保険の納付猶予（日本年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200501.html>